

各郡市医師会長
各保健所長

} 様

公益社団法人熊本県医師会会長
熊本県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このことについて、本年4月16日に国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたが、現時点において、本県は「患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがある」都道府県に該当しないことから、従来と同様、「帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供」するとともに、「医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供する」必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染を疑う県民等のあるべき受診行動については、令和2年（2020年）3月2日付け熊医発第1266号・健危管第1500号公益社団法人熊本県医師会会長・熊本県健康福祉部長連名通知でお知らせしたところですが、当該通知で示したフローチャートの一部改正するとともに適切な医療・検査体制を確保するために必要な留意事項を下記のとおりまとめましたので、各圏域内の医療機関に周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察したかかりつけ医等は、躊躇なく、患者本人又は当該かかりつけ医等から帰国者・接触者相談センターへ連絡してください。
※ 当該医療機関において適切な感染防護を行った上で検体採取を行った場合は、検体採取後、管轄の保健所へ発生届を提出してください。
- 2 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が帰国者・接触者相談センターによる受診調整を経ずに帰国者・接触者外来を設置する医療機関を直接受診することは、感染管理上、重大な問題があるため、帰国者・接触者外来の受診が必要な場合は、必ず、帰国者・接触者相談センターへ連絡してください。
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る行政が行うPCR検査は、陽性患者の退院検査を除き、陰性の確認を目的に行うものではないため、一般患者の転院の条件として当該検査を求めることはできません。

公益社団法人熊本県医師会
担当：平塚、鬼海
電話：096-354-3838
熊本県健康福祉部健康危機管理課
担当：山田（崇）
電話：096-333-2240